

人事院指令一―一

昭和四十五年人事院指令一八―一（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第一条第三号の規定に基づく指定について）の廃止について

1 昭和四十五年人事院指令一八―一（人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第一条第三号の規定に基づく指定について）は、廃止する。

2 この指令は、令和五年四月一日から施行する。

令和四年二月十八日

各省各庁の長

各行政執行法人の長

人事院総裁 川本裕子